

## 議案第78号

### 公の施設の指定管理者の指定（みなと温泉館）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称      みなと温泉館
- 2 指 定 管 理 者      米子市西福原4丁目10番6号  
鳥取県ビルメンテナンス協同組合  
代表理事 森 下 和 人
- 3 指 定 の 期 間      平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 理                      由      みなと温泉館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県ビルメンテナンス協同組合を指定管理者として指定しようとするものである。